

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成18年
(2006年) 11月15日
毎月3回5の日に発行

第1633・34号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報



菅総務相(左)に骨子案を手渡す麻生知事(右) 構が市場の信頼を得て財政基盤を確固たるものとするため、全地方公共団体が共同の負担により形成された同公庫財政基盤を承継などを提示している。このほか当日は、地方分権改革推進法案の概要や新

管総務相(左)に骨子案を手渡す麻生知事(右) 構が市場の信頼を得て財政基盤を確固たるものとするため、全地方公共団体が共同の負担により形成された同公庫財政基盤を承継などを提示している。このほか当日は、地方分権改革推進法案の概要や新

管総務相(左)に骨子案を手渡す麻生知事(右) 構が市場の信頼を得て財政基盤を確固たるものとするため、全地方公共団体が共同の負担により形成された同公庫財政基盤を承継などを提示している。このほか当日は、地方分権改革推進法案の概要や新

11月15日現在の市数

802市
うち
指定都市 15市
中核市 37市
特例市 39市
一般市 688市
特別区 23区

公営企業金融公庫廃止後の新たな制度骨子案を提示
地方財政に関し総務相と会合
本会の国松誠会長(藤沢市議会議長)は10月31日、総務省で開かれた「地方財政に関する総務大臣・地方六団体合」に出席した。
会合では、六団体を代表し麻生渡・全国知事会会長(福岡県知事)が菅義偉・総務大臣に対し、平成20年度の公営企業金融公庫廃止後の、新たな機能を持つとしている。

分権改革推進法案が国会提出
内閣府に委員会を設置
政府は10月27日、「地方分権改革推進法案」を閣議決定し、国会へ提出した。
同法案は本年6月、地方六団体が「地方分権の推進に関する意見書」を内閣と国会へ提出したことを受け、総務省が取りまとめたもの。地方公共団体に関し①権限移譲の推進②事務処理等の整理・合理化③国・都道府県の関与の整理・合理化の措置を講じるに当たり、国庫補助負担金や地方交付税等の財政措置のあり方について検討すること



要望する藤沢副会長(後列中央)

年度都市税制改正に関する要望を行った。
本会からは、藤沢昭男・副会長(岐阜市議会議長)が出席し、地方分権改革に伴う税源移譲の実現などを求めた。
自民党からは、吉田博美・総務部会長、石田真敏・同部会専任部会長(地方自治担当)、大田誠一・地方行政調査会長、木村勉・組織本部法務・自治関係団体委員長ほか関係議員が出席した。
声明では、安倍新政権発足後1か月という短期間で法案提出に至ったことを評価したうえで、国と地方の役割分担の見直し 権限と税財源の更なる移譲 二重行政の解消による行政の簡素化 などを一体的に進めるべきと強調している。
(共同声明等は本会ホームページに掲載)

地方分権改革推進法案(要綱)

全文

第一 総則

一 目的

この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法(平成七年法律第九十六号)等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革(この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。)の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであること。(第一条関係)

二 地方分権改革の推進に関する基本理念

地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係に

あることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによつて、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

三 国及び地方公共団体の責務

1 国は、地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有すること。(第三条第一項関係)

2 地方公共団体は、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有すること。(第三条第二項関係)

3 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体を通じた

行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有すること。(第三条第三項関係)

四 国と地方公共団体との連絡等

国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たつては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

二 財政上の措置の在り方の検討

二 財政上の措置の在り方の検討

国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

三 地方公共団体の行政体制の整備及び確立

地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透

明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

第三 地方分権改革推進計画

政府は、地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、地方分権改革推進計画を作成しなければならないこと。

二 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

三 組織

三 組織

委員会は、委員七人をもつて組織すること。

二 委員は、非常勤とする。

三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

四 委員の任命

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

第四 地方分権改革推進委員会

一 設置

内閣府に、地方分権改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置くこと。

二 所掌事務

委員会は、地方分権改革の推進に関する基本的事項に

ついて調査審議し、その結果に基づいて、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

二 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

三 組織

委員会は、委員七人をもつて組織すること。

二 委員は、非常勤とする。

三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

四 委員の任命

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

三 委員会は、委員七人をもつて組織すること。

二 委員は、非常勤とする。

三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

四 委員の任命

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

- (第十三条関係)
- 六 委員の秘密保持義務
委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も同様とすること。(第十四条関係)
- 七 委員長
委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めること。(第十五条関係)
- 八 資料の提出その他の協力
資料の提出その他の協力等
- 九 事務局
この法律に定めるもののほか、委員会に必要事項は、政令で定めるものとする。(第十八条関係)
- 一〇 政令への委任
この法律に定めるもののほか、委員会の必要事項は、政令で定めるものとする。(第十八条関係)
- 一一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(附則第一条関係)
- 一二 この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失うものとする。(附則第四条関係)
- 一三 関係法律について所要の改正を行うこと。
- 一四 地方分権改革推進法案等は
（地方ホームページに掲載）

会 負担金見直しを了承

市、部会長9市、会長指名1市の計20人の市議会議長

本 財政基盤検討委員会
全国市議会議長会は11月8日、東京・全国都市会館で財政基盤検討委員会を開催した。

同委員会は、本会の財務運営のあり方等について検討するため、本年4月に設置されたもの。正副会長5市、監事5

それによると、本会の各市負担金について、今後の本会財務運営に支障のないよう配慮した上で負担割合を引き下げる 引き下げの効果、がすべての会員に及ぶよう均等割を約10%引き下げる 人口100万人以上の人口割の額を引き下げる 今改正は19年度分以降の負担金から適用する

病院協が実行運動

地域の医師確保を
面に対し、自治体病院の経営健全化を求める実行運動



松田総務事務次官(中央)に要望する実行運動班

この要望は、去る10月26日に開催した、正副会長・監事・相談役会議でまとめたもの。自治体病院は現在、約7割が赤字経営となっており、医師不足・偏在の問題も抱えている。これらの諸問題は地方団体が単独で改善することが極めて困難な状況にある。

医療政策セミナー開催

自治体病院経営都市議会協議会は、10月30日に東京・都市センター会館で「第2回地域医療政策セミナー」を開催した。加盟市の議長・議員や自治体病院関係者ら約300人が参加する中、危機的状況

全国自治体病院経営都市議会協議会(会長 轟正満・長野市議会議長)の正副会長・監事・相談役ら実行運動班は11月8日、松田隆利・総務事務次官と面談するなど関係方

正 などを求めている。



セミナーであいさつする轟病院協会長

阪口氏は講演の中で、八尾市立病院の「運営型PFI」導入の経緯を説明し、民間事業者決定の際の慎重な審査や、導入後のサービス内容の監視・管理の重要性を指摘した。また、久道氏は経営健全化計画等の推進など宮城県立病院の経営改善に向けた事例を紹介し、病院局職員研修等を行い「人材を人財」にすることの重要性を述べた。

高速道路ネットワークの 早期実現を——高速協が理事会開く

全国高速自動車道市議会協議会(会長＝真田護・倉敷市議会議長)は10月31日、東京・全国都市会館で理事会を開き、高速道路建設促進に関する要望を決定した。

高速道路事業は、昨年10月の道路関係四公団民営化などを経て、本年4月から高速道路会社による有料道路方式と、国・地方の負担による新直轄方式が進められている。

これら新たな枠組みに移行した後も、地域社会の発展・再生のためには、従来の建設スピードを超える一体的で継続的な道路網整備の促進を図ることにより、早期の高規格幹線道路ネットワークの実現を図ることが必要とされている。

そこで要望では、高速道路の建設促進をはじめ、高速道路や関連施設等の充実を図るため、高規格幹線道路1万4000kmのネットワーク化の早期実現、道路特定財源の確保、高速道路関連施設のリアプリー化の推進 など

を求めている。

理事会終了後、正副会長・監事・相談役は、望月義夫・国土交通副大臣はじめ、衛藤征士郎・高速道路建設推進議員連盟会長らに面談するなど要望運動を行った。

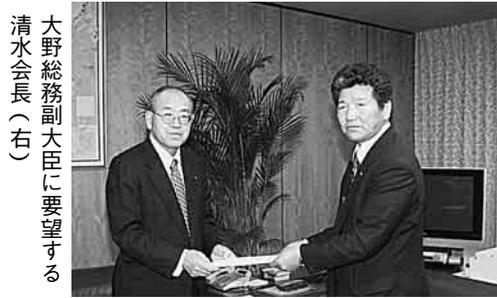
当日は、国土交通省の廣瀬輝・有料道路課長が、「高速道路整備をめぐる最近の諸情勢」について説明した。

合併踏まえた指針明示を 広域協議会が要望決定

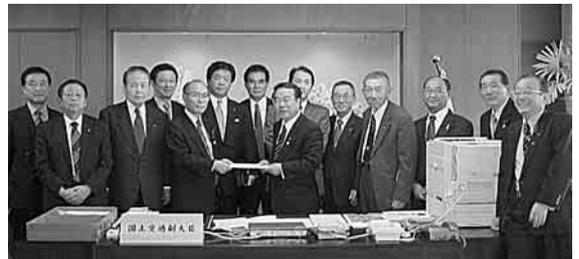
広域協議会が要望決定

広域行政圏市議会協議会(会長＝清水清秋・新庄市議会議長)は11月1日、東京・全国都市会館で理事会を開き、平成19年度予算編成に向けた要望などを決定した。

広域行政圏は現在、平成の大合併の影響により、日常の社会生活圏等の単位が大きく変化しているが、依然として広域的な事務や事業は存在するため、市町村合併に伴う新たな広域行政のあり方について



大野総務副大臣に要望する清水会長(右)



望月国土交通副大臣(中央右)に要望する役員ら

財政措置の充実強化を 公営交通議長会が要望決定

公営交通議長会が要望決定

全国公営交通事業都市議長会(会長＝間山勲・青森市議会議長)は11月7日、正副会長・監事・相談役会議を開催し、平成19年度予算編成に向けた要望などを決定した。

現在、バスや地下鉄など公営交通を抱える各都市では、市場原理や競争原理の下、経営体質改善に取り組んでいるものの、一般会計からの多額

を模索している状況にある。そこで要望では広域行政圏の拡充強化を図るため、平成の大合併を踏まえた広域行政圏の具体的な指針の早急な明示、新たな広域行政機構の構築と財政支援措置の実施

地域活性化事業の拡充強化などを求めている。理事会終了後、清水会長は大野松茂・総務副大臣らに面談、要望した。また当日は、総務省地方行政の望月昭雄・市町村課理事官が「市町村合併と広域行政圏をめぐる動向」について説明した。



あいさつする間山公営交通会長

の繰り入れを余儀なくされている。地域の生活交通確保を図るためには、適切な財政措置

置が不可欠な状況にある。そこで要望では、地方交付税による財政措置の充実強化をはじめ、バス路線維持など生活交通の確保、公営企業債の借換措置等について求めている。

会議終了後、役員らは決定した要望について、総務省や国土交通省など各関係方面に対し、実行運動を行った。

また当日は、「平成19年度公営交通事業関係予算の概算要求等」について、総務省自治財政局の井上宜也・公営企業経営企画室長と、国土交通省自動車交通局旅客課の尾本和彦・生活交通対策室長が、それぞれ説明した。

韓国の仁川市東区 議長らが本会訪問

本会は11月2日、大韓民国から来日した李漢萬・仁川広域市東区議会議長を代表とする11人からなる訪問団の表敬訪問を受けた。

本会訪問の目的は、本会運営の仕組みや組織・予算地方議会の意見集約等の流れ、国会や政府との関係などについて調査すること。

このほか、12年4月の地方分権一括法施行以後における地方自治体の変化や、わが国の発展した地方自治制度について調査することも目的としている。本会事務局からは、現在も進行中である議会制度改革の動向や、10月27日に国会へ提出された地方分権改革推進法案の概要、地方分権に向けた今後の課題などについて説明した。